

# 軽井沢町の地下水採取の手続き

新たに井戸を設置

既に井戸を設置又は工事着手済

・採取量日量10m<sup>3</sup>未満  
・小規模水道等  
・農業用の井戸

設置の届出

・採取量日量10m<sup>3</sup>未満  
・小規模水道等  
・農業用の井戸

はい

経過措置による届出(水道事業者等は除く)

いいえ  
設置許可の申請

はい

井戸設置届出受理

いいえ

経過措置による届出

井戸設置届出受理

審査

許可等の決定

設置完了の届出

井戸設置確認(みなし規定)

手続条例による工事着手している者

確認

使用開始

報告書の提出

設置完了の届出

報告書の提出

確認

使用開始

有効期間及び更新(井戸の確認を受けた日から起算して3年)

報告書の提出

審査

更新の許可

使用開始(継続)

廃止届等

有効期間及び更新(3年)

廃止

※手続条例とは、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例

